

## 新築住宅に係る長期使用構造等の確認手数料

一般財団法人なら建築住宅センター  
令和4年11月1日改定

## 【一戸建住宅】

## ■住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証を取得している場合(※1)

単位:円(消費税含む)

床面積		長期使用構造等の確認手数料
～	100 m <sup>2</sup> 以内	34,000
100 m <sup>2</sup> 超	～ 200 m <sup>2</sup> 以内	
200 m <sup>2</sup> 超	～ 300 m <sup>2</sup> 以内	37,000
300 m <sup>2</sup> 超	～ 500 m <sup>2</sup> 以内	
500 m <sup>2</sup> 超	～	

※1 認定、認証が2項目以上ある場合に限る。

## ■一般

単位:円(消費税含む)

床面積		長期使用構造等の確認手数料
～	100 m <sup>2</sup> 以内	39,000
100 m <sup>2</sup> 超	～ 200 m <sup>2</sup> 以内	
200 m <sup>2</sup> 超	～ 300 m <sup>2</sup> 以内	45,000
300 m <sup>2</sup> 超	～ 500 m <sup>2</sup> 以内	
500 m <sup>2</sup> 超	～	

注1 長期使用構造等の変更確認申請の手数料は、上記で定められた手数料の2分の1の額とします。

注2 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明は5000円/件とします。

注3 上記手数料で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。

## 【経過措置】

この手数料の改定日である令和4年11月1日より前に、長期使用構造等の確認の申請をされた住宅に係る手数料は、従前の手数料(令和4年2月20日改定)を適用します。

また、法改正の施行日である令和4年10月1日より前に、旧(現行)基準により長期使用構造等の確認が行われた住宅及び同施行日までに長期使用構造等の確認申請をして長期使用構造等の確認が行われた住宅に係る変更確認等については、従前の手数料を適用します。

## 新築住宅に係る長期使用構造等の確認手数料

一般財団法人なら建築住宅センター  
令和4年11月1日改定

## 【共同住宅】

## ■住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証を取得している場合(※1)

単位:円(消費税含む)

床面積		長期使用構造等の確認手数料	
～	500 m <sup>2</sup> 以内	27,000	+M×4,100
500 m <sup>2</sup> 超	～ 1,000 m <sup>2</sup> 以内	32,000	+M×4,100
1,000 m <sup>2</sup> 超	～ 2,000 m <sup>2</sup> 以内	43,000	+M×4,100
2,000 m <sup>2</sup> 超	～ 3,000 m <sup>2</sup> 以内	53,000	+M×4,100
3,000 m <sup>2</sup> 超	～ 4,000 m <sup>2</sup> 以内	64,000	+M×4,100
4,000 m <sup>2</sup> 超	～	74,000	+M×4,100

※1 認定、認証が2項目以上ある場合に限る。

注1 認定、認証が2項目以上ある場合、設計住宅性能評価手数料は別表4(設計)の手数料の1割引となります。

## ■一般

単位:円(消費税含む)

床面積		長期使用構造等の確認手数料	
～	500 m <sup>2</sup> 以内	27,000	+M×7,200
500 m <sup>2</sup> 超	～ 1,000 m <sup>2</sup> 以内	32,000	+M×7,200
1,000 m <sup>2</sup> 超	～ 2,000 m <sup>2</sup> 以内	43,000	+M×7,200
2,000 m <sup>2</sup> 超	～ 3,000 m <sup>2</sup> 以内	53,000	+M×7,200
3,000 m <sup>2</sup> 超	～ 4,000 m <sup>2</sup> 以内	64,000	+M×7,200
4,000 m <sup>2</sup> 超	～	74,000	+M×7,200

※3 M:戸数

注2 変更長期使用構造等の確認手数料は、上記で定められた手数料の2分の1の額とします。

注3 上記手数料で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。

## 【経過措置】

この手数料の改定日である令和4年11月1日より前に、長期使用構造等の確認の申請をされた住宅に係る手数料は、従前の手数料(令和4年2月20日改定)を適用します。

また、法改正の施行日である令和4年10月1日より前に、旧(現行)基準により長期使用構造等の確認が行われた住宅及び同施行日までに長期使用構造等の確認申請をして長期使用構造等の確認が行われた住宅に係る変更確認等については、従前の手数料を適用します。